

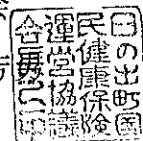


6日国保運協第2号
令和6年12月19日

日の出町長 田村 みさ子 様

日の出町国民健康保険運営協議会

会長 神田 芳



日の出町国民健康保険税率の改定等について（答申）

令和6年9月25日付6日町第6373号により諮問のありました事項につき、
当協議会において令和6年9月25日及び、令和6年12月19日の2日間において慎重な審議を行ないました。

その結果について別添のとおり答申します。

日の出町国民健康保険税率の改定等の答申について

当協議会は、町長からの諮問を受け、令和7年度の日の出町国民健康保険税の改定等について、下記のとおり慎重な審議を行なった。

1　日の出町国民健康保険税率の改定について

平成30年度からの新たな国民健康保険制度では、都道府県は、区市町村と共に国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うため、都道府県が国民健康保険運営方針を定め、区市町村はこの方針に従って運営を行うこととされている。

各区市町村では、都道府県から提示された国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）を支払わなければならず、かつ、本来、国民健康保険制度は、独立採算で運営することが大原則であるため、赤字決算の補填を目的とした、法定外一般会計繰入金を解消・削減するため、赤字解消計画を策定し、財政健全化に向けた取り組みを行っている。

今回、東京都から提示された令和7年度の納付金額は約4億7千4百万円であり、令和6年度と比較すると約2千百万円の減となっている。

法定外繰入金を解消・削減するために、赤字解消計画に沿った税率改定を行わなければならないところは理解できるが、物価・エネルギー価格高騰などによる影響を踏まえ、被保険者負担への配慮も必要である。

以上のことから、本協議会においては、納付金額と赤字解消計画を勘案しつつも、物価高騰による影響にも配慮し、急激な被保険者負担の増加は望ましくないが、国民健康保険財政の健全化に向けた最低限の保険税率の引き上げは必要であると判断し、令和7年度は赤字解消計画に沿った引き上げが適当であるとの結論に至った。

また、令和8年度以降の改定についても納付金額の増減と赤字解消計画を勘案し検討する必要があるとの意見を付け加える。

改定内容については、下記のとおりとする。

令和7年度国民健康保険税改定内容

| | | R6 | R7 | 差 |
|-----|-----|---------|---------|--------|
| 医療分 | 所得割 | 5.77% | 6.00% | 0.23% |
| | 均等割 | 31,200円 | 31,300円 | 100円 |
| 後期分 | 所得割 | 2.20% | 2.25% | 0.05% |
| | 均等割 | 11,600円 | 11,700円 | 100円 |
| 介護分 | 所得割 | 1.91% | 1.99% | 0.08% |
| | 均等割 | 12,100円 | 13,200円 | 1,100円 |

2 地方税法等の改正に伴い課税限度額と保険税軽減判定所得に変更が生じた場合の条例改正について

課税限度額と保険税軽減判定所得等に変更が生じた場合、本来ならば本協議会を開催すべきと思われるが、地方税法等に準じた改正を行う必要があるならば、本協議会、あるいは書面開催を省略し、条例改正をすることに異議はないものとする。

結びに、町は、今後も引き続き国民健康保険税収納率の向上とデータヘルス計画に沿った保健事業について積極的に取り組み、被保険者の健康を守ることにより医療費の適正化を図り、財政健全化に努めるよう求めるものである。